

# 奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年12月9日(水) 10:00~10:52

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (25名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩  
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也  
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 藤田慶則 今野裕文 渡辺忠  
及川善男

【欠席議員】 (1名)

小野寺重

【出席者】 小沢市長、及川副議長、新田副市長、千葉総務企画部長

佐藤健康こども部長、昆野こども家庭課長、千葉こども家庭課課長補佐

瀬川議会事務局長、高橋議会事務局次長、千田議会事務局議事調査係長

~~~~~  
【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

ひとり親世帯臨時特別交付金(再支給)について

(2) 協議事項

奥州市議会基本条例検証報告書(案)について

奥州市議会業務継続計画(議会BCP)(案)について

奥州市議会委員会条例の一部改正(案)等について

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書(案) について

4 そ の 他

5 閉 会  
~~~~~

【概 要】

1 開会

(佐藤郁夫副議長) おはようございます。ただいまから全員協議会を開会いたします。議長より挨拶をいただきまして、協議事項以下は議長が進めますので、よろしく願いいたします。

2 挨拶

(小野寺議長) おはようございます。今日の全員協議会、当初は議会側だけの協議事項だったわけですが、当局の方から今定例会に追加議案として提案する事項があるということから、急遽当局の説明事項も、1件説明していただくこととなりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、小沢市長からご挨拶をお願いします。

(小沢市長) 私からも改めておはようございます。本来であれば県からの通知が7日前に来ていれば、7日の日にも全協を開催していただいたわけでございます。その時に合わせてと思った

んですが、実はちょうど全協を開いている最中辺りに県から通知が来たということでございます。詳しくは担当の方からお話をさせていただきますが、先に低所得者と言えいいんでしょうか、生活が大変だというひとり親の家庭に、臨時特別交付金を給付させていただいたわけがありますが、追加して交付を申し上げたいという内容であります。ご説明を聞き取りいただければと思いますし、また、この内容で追加議案として予算提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げ、挨拶といたします。

(小野寺議長) 今日の全員協議会、小野寺重議員から欠席の届け出がございます。それから今野議員から遅参の届け出がございます。

### 3 協議

#### (1) 説明事項

(小野寺議長) それでは早速協議に入ります。

(1)の説明事項、ひとり親世帯臨時特別交付金(再支給)について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは、健康こども部こども家庭課の事業ということで、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給についてご説明したいと思います。この部分については、新聞報道で、国の方で年内にひとり親にまた給付金を支給したいという報道がありましたが、なかなかこちらには連絡がなくて、あったのが12月6日の日曜日でございました。そこから年内支給を何とかしてくれというお話でしたので、12月議会の最終日に、追加議案として補正予算に計上して、年内にひとり親の方々に給付金をお届けしたいということでお願いするものであります。詳しくは子供家庭課長から説明申し上げます。

(小野寺議長) 昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) それでは、ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給)について、ご説明をさせていただきます。

1、目的。新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を本年8月に実施してきました。

今般、新型コロナウイルスの影響が続く中、ひとり親世帯の生活実態が依然として厳しい状況であることから、給付金を追加で支給し、当該世帯の家計を支援するものであります。

2、事業実施主体と経費負担。事業実施主体は、市町村となります。実施に要する経費につきましては、給付金事業及び事務費につきまして、補助率10分の10、国の補助となっております。

3、支給対象者。令和2年12月11日時点で、8月に実施したひとり親世帯臨時特別給付金の支給をすでに受けている方又は現在その申請をされている方に支給を行うものです。8月に実施した給付金を受け取った方すべてを対象としております。その方々は、児童扶養手当を受給されている方及び児童扶養手当を所得要件等で該当になっていない人でも、コロナの影響等で収入の減少がある人などで申し出をされて臨時特別給付金を受け取っている方も、すべてを対象としております。

なお、令和2年12月11日以降に申請を初めて行う方につきましては、8月の実施分と合わせて、再支給分も合わせて支給をすることとしております。

4、支給額。1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円。現段階での8月実施した申請済みの世帯につきましては、約1,000世帯となっております。

5、予算。予算につきましては、先ほどお話しておりますが、12月議会の追加補正予算に上程としております。予算の中身につきましては、歳入につきましては、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費補助金として8,344万円。同じく事務費補助金としまして87万3,000円。支出としましては、ひとり親世帯への臨時特別給付金、歳入合計の8,431万3,000円としております。この歳出の中で、扶助費として8,344万円を予算計上しておりますけれども、現在の見

込みとしましては、実支出額は、6,500万円程度を想定しております。

6、給付金の支給手続きについて。当市が支給対象者に対し通知を発送し、対象者から受給拒否届が出されない場合は、前回指定の口座に振り込むことといたしております。

7、スケジュール。12月14日、支給対象者に給付金を支給する旨の通知の発送を予定しております。この中で、受給を拒否なさる方について、12月21日までの提出期限といたします。こちらの受給拒否届につきましては、受給することを拒否する方だけが、この届け出が必要となります。この届け出がない方につきましては、すべて振込となります。8月に行った給付に際しましては、この受給拒否の届け出を提出され方された方はありませんでした。そうしまして12月25日に給付金を指定口座に振り込みという流れで進めていくものです。

それと、添付しております資料につきましては、厚生労働省の方のチラシとなっておりますので、参考にご覧いただければと思います。以上です。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 今回の支給対象者についてですけれども、児童扶養手当を受給されている方、8月に受け取られた方は全員対象になるということなんですけれども、その後、家計が急変したというような方々につきまして、通知はいかないわけですけれども、それ以外の方に対しての周知も必要になってくるかと思うんですけれども、その点どう考えておられるのかお伺いしたいというふうに思います。

また、家計の急変というところで、所得証明とか、何か証明をつけなければならないのかお伺いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) 家計急変の方について、通知がいけないということでしたけれども、家計急変によって、今回、すでに1回目の給付金を受け取っている方につきましては、今回、同じように通知は行って、支給もなるということです。それで、まだ1回目の申請もされていない方についてどうなるかということなんですけれども、こちらでは、対象になっていなくて、現況届というものを提出していただいておりますけれども、その際にもまた、改めてこのような事業がありますよということで通知を差し上げておりますし、実際は所得要件がオーバーしていて、そもそもに現況届を出されていない方もいらっしゃると思いますけれども、その方につきましては、12月の広報についても、その記事の掲載を予定しておりますし、年明けにつきましては、新聞への掲載も予定しております。そちらについて、周知については図っていきたいと思っております。

2番目の質問の急変の世帯につきまして、所得証明書のことが必要かということでしたけれども、実際、今現在が、家計が苦しいということになっておりますので、そちらにつきましては、所得が落ちている月のお給料明細とか、所得のわかるものをご持参いただきまして、そちらにより確認をしております。以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 支給対象者のところで、家計の急変等で、今、8月にいただかれていない方に関しまして、もしかしたら漏れるかもしれません。広報、新聞等を見られなかった場合もあるかと思っておりますので、幅広くもう少し周知していかなければならないんじゃないか。例えば、事業所等に個別に通知をして、そういう方がいないかということも確認は必要ではないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

それから、家計の急変ですけれども、給与証明とかそれらを確認することというふうな手続に国の方でもなっているのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) まず初めに、所得の確認方法ということで、国から示されておりますQ&A等によりまして、給与の収入を有する方については給与明細とか、事業にする方については帳簿に、日勤等につきましてはその通知額など、それぞれそれらを添付書類として提出いただくということになっております。

あと、周知の方法につきましては、期間短い中ですがちょっと検討をしたいと思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。1点だけ教えていただきたいんですが。このひとり親世帯ってというのは、これは定義があって、今回の給付にあたっての基準日はあるのでしょうか。例えば、先ほどのような事例もあるでしょうし、逆にそのひとり親世帯が再婚するという場合も想定されるわけですが、その基準、このひとり親世帯という定義と起算日といいますが基準日がありましたらお知らせください。

(小野寺議長) 昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) 今回、こちらの臨時給付金を給付にするに当たりましては、令和2年6月分の児童扶養手当を支給されている方というふうになっております。ただし、それ以降、離婚されたりとかかってというような方で、ひとり親になった方につきましても、所得要件等確認しながら、対象にはなっているところです。

今回の追加給付につきましては、先ほど言いましたように、令和2年6月に受給されている方ということになっておりますので、その後、再婚等によっても、今回は19件がございます。

(小野寺議長) ほかにございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、説明事項につきましては以上とさせていただきます。説明者退席のため、暫時休憩します。

(2) 協議事項 (略)

4 その他 (略)

5 閉会 (略)

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和2年12月9日（水）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

ひとり親世帯臨時特別交付金（再支給）について

(2) 協議事項

① 奥州市議会基本条例検証報告書(案)について

② 奥州市議会業務継続計画(議会BCP)(案)について

③ 奥州市議会委員会条例の一部改正(案)等について

④ オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書(案)  
について

4 その他

5 閉 会

## ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を本年8月に実施した。

今般、新型コロナウイルスの影響が続く中、ひとり親世帯の生活実態が依然として厳しい状況にあることから、給付金を追加で支給し、当該世帯への家計支援を行う。

### 2 事業の実施主体と経費負担

- ・事業実施主体：市区町村
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率 10/10）

### 3 支給対象者

令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けている方又は申請をしている方。

※ 令和2年12月11日以降に申請を行う方は、8月実施分と併せて支給

### 4 支給額

1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円  
(現段階での申請済み世帯数は約1,000世帯)

### 5 予算（12月追加補正）

【歳入】低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費補助金 83,440千円  
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事務費補助金 873千円

【歳出】ひとり親世帯への臨時特別給付経費 84,313千円

※扶助費として83,440千円を予算計上するが、実支出額は65,000千円程度を想定

### 6 給付金の支給手続き

市が支給対象者に対し、通知を発送。対象者から受給拒否届が出されない場合、前回指定の口座へ給付金を振り込む。

### 7 スケジュール

12月14日 支給対象者に通知を発送  
12月21日 受給拒否届の提出期限  
12月25日 給付金を指定口座に振込み

# ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**基本給付の再支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■ **令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている又は申請をしている方**

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※ **令和2年12月11日時点で未だ基本給付の申請を行っていない方で、同日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。**

## 2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

■ **支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。**

\* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

**0120-400-903** (受付時間：平日9:00～18:00)

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、地方自治体によって異なります。また、ご自身が支給が受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

### 3. 給付金の支給手続き

令和2年12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている又は申請をしている方

- ▶再支給分の基本給付は**申請不要**で受け取れます。
- ▶**前回の基本給付の支給を行った自治体から、可能な限り年内に**支給されます。

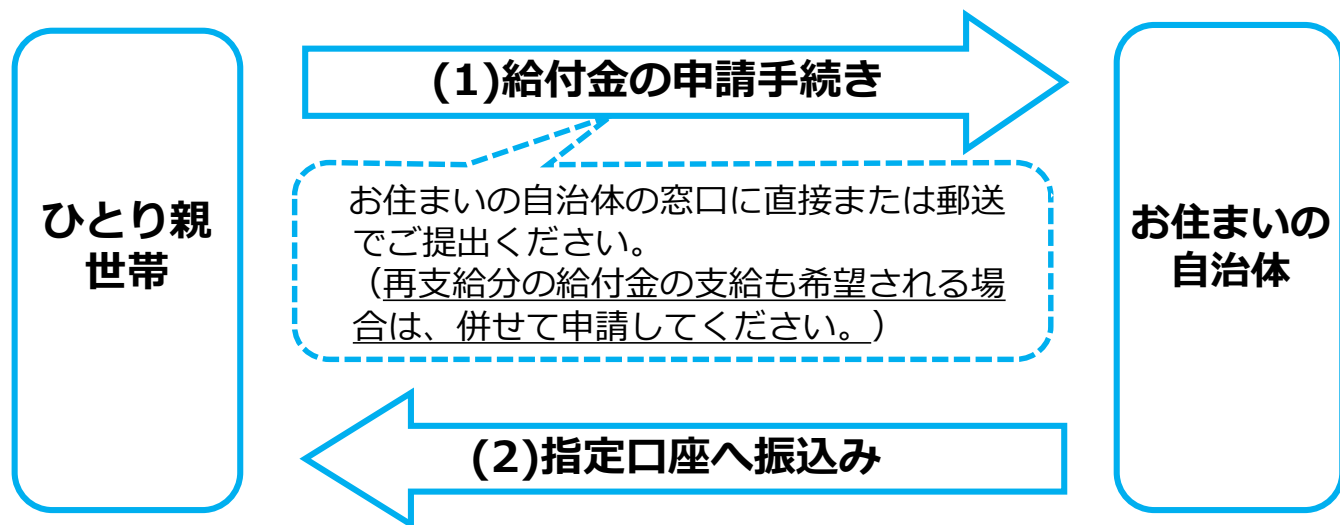
#### 【ご注意ください】

前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更手続きをお願いします。

令和2年12月11日以降に基本給付の申請を行う方

- ▶以下の①**または②のいずれか**に該当する方は、お早めに基本給付の申請を行ってください！**再支給分の基本給付を併せて申請可能です！**

- ① 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（※）  
※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含まれます！



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。